

## いじめ防止基本方針

### いじめ・不登校に対する指導

#### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめられた子の苦しみを理解し、いじめは絶対にいけないことであることを情動的に分かるようにする。
- (2) あらゆる機会を通して、他人の気持ちを考え、思いやる心や不正に対して勇気をもって行動する正義感を養う。
- (3) 生き生きとしたたくましい児童生徒を育むため、家庭や地域との連携を図るようにする。

#### 2 いじめ防止対策組織について

ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

##### (1) 構成委員

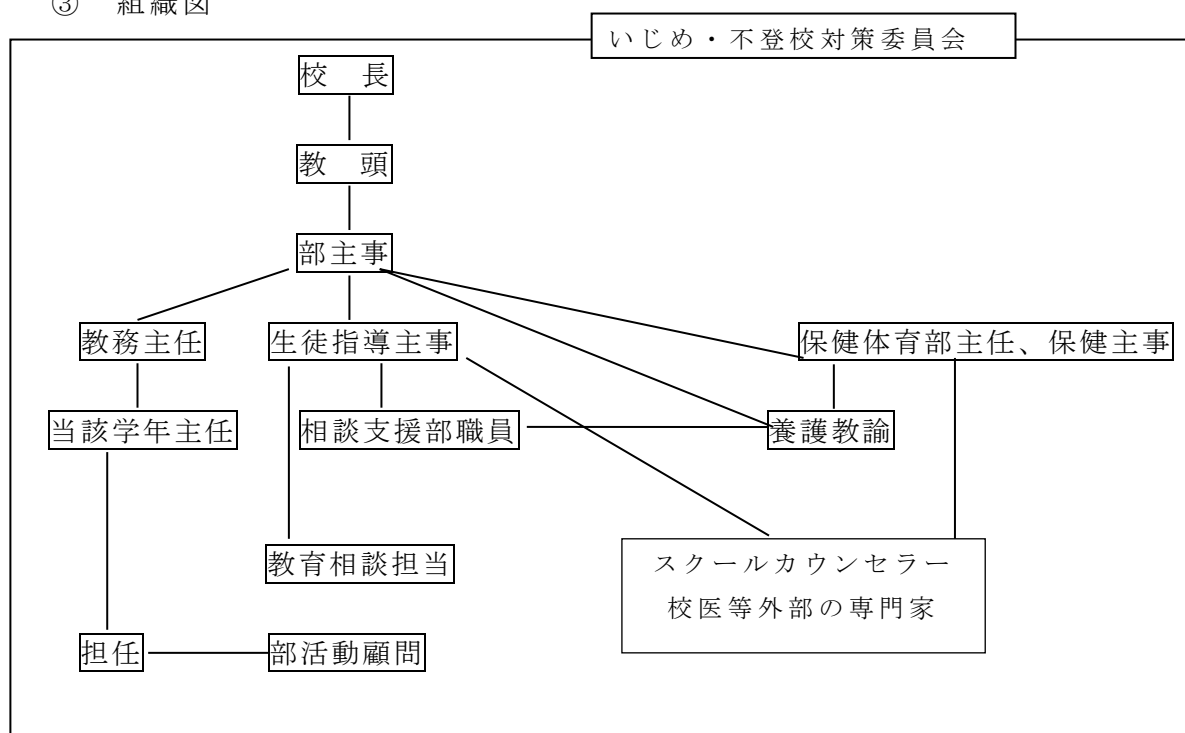
- ① 校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健体育部主任、保健主事、相談支援部主任、生活指導部教育相談担当、関係学年主任、担任、養護教諭

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。

##### (2) 指導・支援チーム

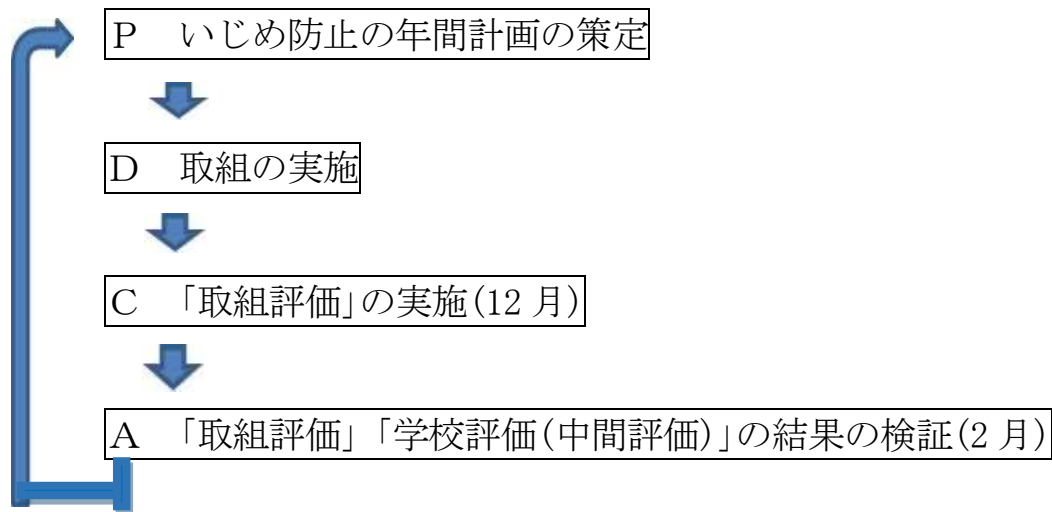
委員会が、事案に応じて、適切な教職員等をメンバーとする「指導・支援チーム」を決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

##### (3) 組織図



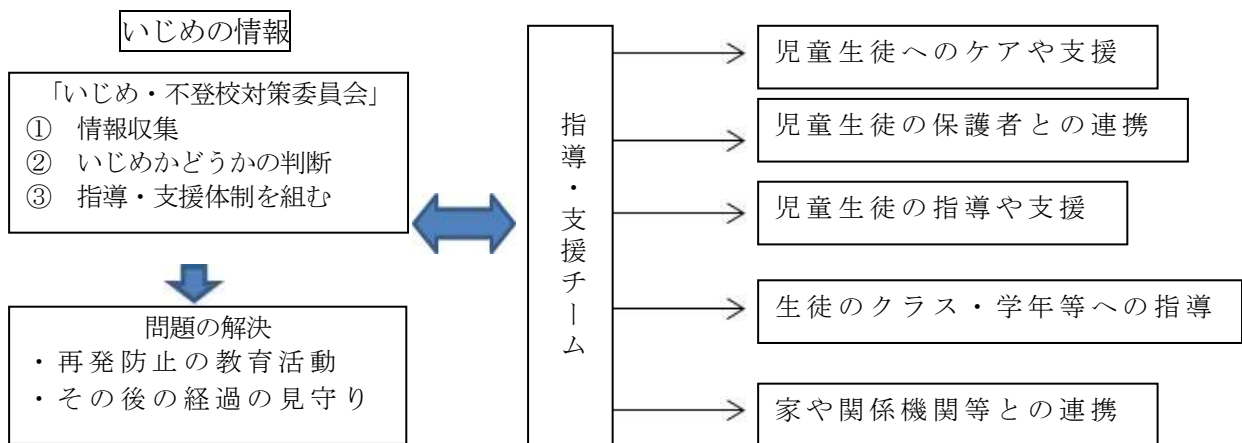
### 3 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

#### (1) 取組の検証（P D C Aサイクル）



#### (2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ① 職員会議等で「いじめの定義」、「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
  - ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ② 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取  
「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を PTA 役員会にて報告する。
- ③ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



- ・実際に対応するメンバー(指導・支援チーム)は、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。
- ・事案に応じて、柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

#### 4 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。